

市第75号議案

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する  
条例の制定

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例  
を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する  
条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第 177 号。以下「法」という。）第34条第 1 項において準用する法第19条第 3 項の規定に基づき、横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（水道技術管理者の資格）

第 3 条 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業

- した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務又は水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第9条各号及び第14条各号の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以

上の技能を有すると認められる者

- 2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年」とあるのは「1年」と、同項第2号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第3号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第4号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第5号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第6号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めるため、横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

水道法（抜粋）

（水道技術管理者）

第19条 （第1項及び第2項省略）

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（準用）

第34条 第13条、第19条から第23条まで及び第24条の3の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第13条第1項及び第24条の3第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第20条の10第2項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「専用水道の設置者その他の利害関係人」と、第24条の3第4項中「第19条第2項各号」とあるのは「第34条第1項において準用する第19条第2項各号」と、同条第6項中「第13条第1項」とあるのは「第34条第1項において準用する第13条第1項」と、「第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条」とあるのは「第20条から第22条まで並びに第23条第1項並びに第36条第2項及び第39条」と、同条第7項中「第19条第2項」とあるのは「第34条第1項において準用する第19条第2項」と、「同条第1項」とあるのは「第34条第1項において準用する第19条第1項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（第2項省略）